

主要国におけるカジノ(ゲーミング)の概要(一覧)

| | 米国 | 英国 | フランス | ドイツ | オーストラリア | 韓国 | シンガポール |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 沿革と現況 | 1860年代以降、ゲーミングの合法化と全面禁止が繰り返された。不況を背景に、1980年代以降、各州でカジノが解禁された。1988年には「インディアンゲーミング規制法」が制定され、インディアン自治区でカジノが行われるようになり、自治財政を支えている。2010年にはカジノ施設数が国内で900を超え、中でもネバダ州が最も多い。また、カジノ業界の2010年の従業員数は約34万人である。 | 伝統的に、ギャンブルに対しては、寛容である(ギャンブルを人間の遊びの文化的本能ととらえる)。カジノ業界の規制は、1960年代に成立した一連の立法に基づいて成立したものであり、それ以前は、カジノは許可されていなかった。カジノは会員制で、許可された場所においてのみ、行われている。カジノについては、一般的な広告等も禁じられている。2011年における国内のカジノ施設数は149、従業員数は約1万3,500人である。 | 20世紀初頭のリゾートブームとともに、カジノが設置された。当時の制度的枠組を維持しながら、内容は継続的に改定され、今日に至っている。2010年におけるカジノ施設数は196、従業員数は1万7,500人で、ヨーロッパ随一の産業規模を誇る。 | 1800年代に、既に20カ所以上のカジノ施設があった。温泉保養地やリゾートにカジノが作られることが、多かった。1973年に、連邦法が改正され、伝統的な保養地以外でもカジノが開設できるようになった。自治体の税収確保が、カジノ導入の主たる目的である。2010年におけるカジノ施設数は77、従業員は4,600人である。 | 1973年に、タスマニア島に最初のカジノができて以降、各州で、カジノの設置が進められた。カジノは、観光産業振興の一環ととらえられており、全州にカジノがある。カジノは、全国に13施設あり、総利用者数は約4,940万人(うち外国人旅行者は約100万人)、カジノ施設の従業員数は約2万人である(2007-2008年度)。 | 1960年代半ばより、外貨獲得、観光振興等を目的として、外国人専用カジノが設けられた(現在16施設)。2000年には、韓国北東部の江原道(カンウォン)に、自国民も利用できるカジノが設けられた。2007年における年間利用者数は、外国人専用カジノが約118万人、江原道のカジノが約245万人である。 | 1965年の建国以来、約40年間、社会への悪影響の懸念から、カジノの設置が容認されなかったが、2005年4月、リー・シェンロン首相による、カジノを含む統合リゾート(IR)開発計画が発表されたことを機に、観光振興を目的としたカジノの合法化が進められた。カジノ施設は、「マリーナ・ベイ・エリア」(中央ビジネス地区の隣接埋立地)及び「セントーサ島」(観光リゾート地)の各IR開発の中に組み込まれている。 |
| 法規制 | 厳格な法規制により、カジノの「負の部分」の根絶を目指す、というのが基本的な考え方。管理形態は、民間自主管理型(ネバダ州)、公共管理型(ニュージャージー州)、中間型(ミシガン州)の3つの形態がある。なお、カジノを禁止している州(ユタ州、ハワイ州)もある。 | 根拠法は、2005年賭博法である。国内に、最大規模の「地域カジノ」を1か所、比較的小規模の「大規模カジノ」及び「小規模カジノ」を各8か所設置できるととされている(ただし、既存のカジノはこの制限外である)。また、同法により、カジノ等を監督する賭博委員会が設置されている。なお、カジノは、「文化・メディア・スポーツ省」の所管である。 | 根拠法は、1907年のゲーミング法である。カジノの申請、更新等の許可は、内務省内の「ゲーミング委員会」が審査を担当している。警察も検査や規定細則を担当。 | カジノの設置許可、課税権等は、州政府の所管事項である。州のカジノ法により、設置許可要件、州による監督、カジノ税等が定められている。 | 法制度は、州によって異なる。一定期間、一定地域に、地域独占を認めてもいる。また、一部の州・地域では、カジノ免許の総数に上限を設定している(例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州は、1つのみを認めている)。 | 根拠法は、「観光振興法」であり、政府の文化体育観光部がカジノ業を監督する。同法は、カジノの顧客を外国人に限定しているが、「廃坑地域開発支援に関する特別法」(1995年成立。2015年までの時限立法である)により、江原道に、自国民を顧客とするカジノの開設(1か所)が認められている。 | 政府の統合リゾート(IR)開発計画の実施にあたり、2006年に「カジノ管理法」が施行された。同法では、カジノ営業の許認可や営業者への指導等を行う「カジノ規制庁(CRA)」が、ギャンブル依存症防止の意識向上等を図るための「ギャンブル問題国家協議会(NCPG)」の設置、自国民やシンガポール永住者(いずれも満21歳以上)のカジノ入場にあたっての年会費又は入場料の徴収、また、カジノ営業許可を最大2件に限定すること等が規定された。また、カジノの営業許可1件につき、カジノ1か所の開設が許可される。 |
| 運営と仕組み | 運営の基本は、「民設民営」(民間企業がライセンスを取得して、カジノの設置、運営を行う)。ニュージャージー州のように営業免許件数や営業地域を制限するなど、「官」の管理色が強い州もある。 | 民間の営業が基本である。カジノ施設は、4つの企業グループによる寡占状態にある。 | 国の強い管轄・規制を特色としている。カジノ施設は、大口掛金の顧客を相手にする施設から、一般大衆向けの施設まで、多種多様である。フランスでは、ショーを観ることが、カジノの条件となっている。カジノは、大手7企業による寡占状態にある。 | カジノの運営形態には、州が直接設置するもの(バイエルン州)、州が100%出資する会社が運営するもの(ニーダーザクセン州など)、民営のもの(バーデン・ヴェルテンベルク州など)、の3つのタイプがある。 | 施行の基本は、「民設民営」である。6つの民間会社が13のカジノ施設を手掛けている。 | 1990年代までに開設された外国人専用カジノの13施設は、民間事業者による施行であったが、2000年以降に開設された3つの外国人専用カジノと江原道のカジノには、公的資本が導入されている。高級リゾートホテルと併設されているカジノが多いが、江原道のカジノはラスベガスのような家族向けの複合型リゾートを志向している。 | 入札により決定した民間事業者が、カジノを含むIRの開発と運営を行う。 |
| カジノ(ギャンブル)依存症対策 | ゲーミング収益の1%程度を、依存症患者の治療や治療施設のために使うことを、免許取得の条件にしている州もある。カジノを行うこと又はカジノ入場の年齢制限は州によって異なる。病的なギャンブラーの認識・監視、掛金の抑制指導、相談用電話ホットラインの設置等を、事業者が義務づけている州もある。依存症対策の一環として、カジノでのプレイや入場を拒否する「自動排除」プログラムを導入している州もある。 | 18歳未満の者がカジノを行うことは禁止されている(掛金・賞金が少額である機器を除く)。カジノ営業者に対して、18歳未満の者の入場を防止するための方針・手続の整備を義務づけている。1968年ゲーム行為法に基づき、カジノのゲーム会場ではアルコール及びライブの娯楽を提供できない、クレジットカードを利用できない、広告を出せないなどの制限が課せられている。ゲーミング企業に信託基金を作らせ、業界として自主的に、依存症問題に対処するようにしている。事業者も注意を呼びかけるリーフレットを作成しているし、依存症の兆候を見分けるための従業員教育も行っている。 | フランスでは、ギャンブル依存症患者数等も、十分に把握できていない状態である。 | カジノ入場時には、パスポートまたはIDの提示義務がある。約15万人を上回るギャンブル依存症患者が、大きな社会問題となっている。また、各州のカジノ法は、カジノに対する州の監督権限と不適格者に対するゲーム禁止措置を定めている。ギャンブル依存症対策について、州のカジノ法では、例えば、シュレスヴィツ・ホルシュタイン州カジノ法には、カジノ税の一部をギャンブル依存症患者のために使うという条文がある。 | 大人の約0.5~1%(約8~16万人)が、深刻なギャンブル依存症を抱えているとされており、その対策は大きな課題である。ギャンブル依存症に対しては、州政府の保険省等が中心となって、各種広告物による注意喚起、電話での予防・対応等を実施している。カジノ事業者もパンフレット等を作成し、注意を呼びかけている。全てのカジノにおいて、ギャンブル依存症対策として入場禁止手続きを整備している(全ての州・地域において、18歳未満の者はカジノを行うことができない)。また、カジノに対する課税を活用したギャンブル依存症対策等を行っている例もある。 | 19歳未満の者及び韓国国民の入場禁止(ただし、「廃坑地域開発支援に関する特別法」に基づいて設置されているカジノでは、韓国国民の入場が可能だが、20歳未満の者の入場は禁止)。ギャンブル依存症に対する政策的措置は、まだ十分には考慮されていないのが実情である。ただし、自国民が主に利用する江原道のカジノでは、ギャンブル依存症傾向にある利用者に対して、症状の程度に応じた3種類のカードを提示し、休息やカウンセリングを奨励したり、入場規制を行っている。利用者やその家族の側から入場規制措置を自己申告することもできる。 | カジノは外国客をターゲットとしており、自国民及びシンガポール永住者の入場は制限されている。2006年制定のカジノ管理法により、自国民及び永住者のカジノへの入場に際して、1日あたり100シンガポールドル、年間2,000シンガポールドルという高額な入場料の徴収が義務づけられ、また、カジノへの21歳未満の者の入場禁止、カジノ内へのATM(自動現金預入払出機)の設置禁止などが規定されている。その他、国民任意申告による損失上限の設定、カジノ業者による対国民顧客への与信禁止、依存症患者本人やその家族、関連機関からカジノへは入れないように申請された場合にはカジノへの入場は完全にシャットアウトされることなどが導入されている。 |
| 依存症患者の率(注1) | 3.5% | 0.7%/0.9% | 1.3% | 0.6% | 1.4-2.1% | - | 1.2% |
| 課税、税率等 | 州税として、カジノの粗利益(賭金総額から利用者への還元額を控除したもの)に対し課税(「ゲーム収益税」)することが一般的である。税率は、6.75~50%まで様々。法人税、資産税をかけている州もある。税収の使途は、一般財源のところで使途を特定しているところがある。 | 国税のゲーミング税として、粗利益に15~50%の税がかけられる(段階的累進課税)。カジノ使用機器にも、遊興機器ライセンス税がかかる。このほか、法人税、免許取得税等もかかる。ゲーミング税は、一般財源となっている。 | カジノに関する税収は、国、地方で分け合う。課税システムは複雑で、カジノ業者が、まず粗利益の25%を優先的に控除し、残りの粗利益が課税対象となる。段階的累進課税で、税率は10~80%、このゲーミング税は、国が徴収した後、国90%、地方10%の比率で配分される。このほか、法人税、社会保障関連税等もある。カジノ入場者にも課税される。 | 州税として、カジノの粗利益に対してカジノ収益税が課税される。税率は州により異なり45%~80%まで幅がある。州によっては段階的累進課税が採用されている。徴税システムは厳しく、営業終了時に、税額を計算し納税する。 | 州税として、カジノに対してゲーム収益税が課税される。ゲーム収益税の税率は、州によって異なる。州税の他、連邦税として財サービス税(GST)や法人税が課税される。 | カジノに対しては、一般企業と同じように、企業所得税(国税・地方税)が課せられる。粗利益に対する特別課税がない代わりに、粗利益の水準に応じて、一定の納付金を「基金」として納める。外国人向けカジノの場合は、粗利益の1~10%を観光振興開発基金に納付する。「江原道」のカジノ(自国民向け)の場合、粗利益の20%を「廃坑地域開発基金」に納める。 | カジノの粗利益に対して、15%又は5%のカジノ収益税と、5%の財サービス税(GST)が課税される。カジノ収益税の税率は、一般顧客からの利益に対しては15%、プレミアム顧客からの利益に対しては5%である。シンガポール市民・永住者がカジノへ入場するには入場税が課される。 *シンガポールには地方税がない。 |

(出典)谷岡一郎、岸本裕一『カジノ導入をめぐる諸問題』大阪商業大学アミューズメント産業研究所、2006.; 日本プロジェクト産業協議会『欧州ゲーミング事情視察調査報告書』2003, pp.101-108,195-201.; その他(詳細は別紙「主要国におけるカジノ(ゲーミング)の概要」(調査及び立法考査局 平成24年4月11日)参照)より作成。

注1: 米、英、独、豪、韓、シンガポールについては、National Centre for Social Research, *British Gambling Prevalence Survey 2010*, Prepared for: The Gambling Commission より

仏については、OBSERVATOIRE FRANCAIS DES DROGUES ET DES TOXICOMANIES, *Tendances n°77, Septembre 2011, Les niveaux et pratiques des jeux de hasard et d'argent en 2010* より